

平成26年度第1回

音更町介護保険事業等運営協議会議案

日時 平成26年7月16日(水) 午後7時
場所 音更町保健センター 検診室

《 会 議 次 第 》

会議録署名委員の指名【会長の指名 2名】…………… 1

諮問第1号 第6期音更町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定
について…………… 2

議案第1号 計画策定の概要について…………… 3

議案第2号 計画策定スケジュールについて…………… 1 1

報告第1号 高齢者日常生活実態調査、介護サービスに関するアンケート調査に
ついて…………… 1 2

その他

会議録署名委員の指名【会長の指名 2名】

•

•

諮問第1号

諮 問

音更町介護保険事業等運営協議会
会 長 森 川 利 則 様

次の事項について、以下の理由を添えて諮問します。
第6期音更町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について

平成26年7月16日

音更町長 寺 山 憲 二

(理 由)

音更町は、平成24年に「第5期音更町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、計画の理念である「高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちづくり」の実現に努めてきたところであります。

この度、第5期計画期間が本年度をもって終了するため、平成27年度以降3年間の「第6期計画」を策定することとなります。

つきましては、本計画の策定に当たり、高齢者福祉施策の推進と介護保険制度の円滑な運営を図る観点から、貴会のご提言をいただきたく諮問します。

議案第1号 計画策定の概要について

1 計画策定の趣旨

本町では、平成12年度の介護保険制度の導入に伴い、的確かつ十分な介護サービスを効率的に提供する体制づくりが必要であることから、密接な関係にある高齢者保健福祉施策と介護保険事業の目標を定めた「音更町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（総称：おとふけ生きいきプラン21）」を策定しています。

本計画は、介護保険法の規定に基づき3年を1期とし、計画期間に取り組む施策、事業、目標量等を定めていますが、現行の第5期計画（平成24年度～平成26年度）が今年度までとなっていることから、新たに第6期計画を策定するものです。

おとふけ生きいき プラン21	音更町高齢者保健 福祉計画	音更町が取り組むべき高齢者施策を明らかにしたもの
	音更町介護保険事 業計画	介護保険制度の円滑な運営を計画的に実現するために定めるもの

2 計画の位置づけ

老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」に高齢者保健施策を包括した「高齢者保健福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する法定計画であり、「第5期音更町総合計画」の部門別計画として位置づけるものです。

3 計画の期間

第6期計画は、平成27年度から平成29年度までの3カ年計画とします。なお、介護保険事業計画については、計画期間中の介護給付費を推計して介護保険料を設定するだけでなく、団塊の世代が75歳以上となる平成37年のサービス水準、介護給付費及び介護保険料水準なども推計し、計画に反映させることとなります。

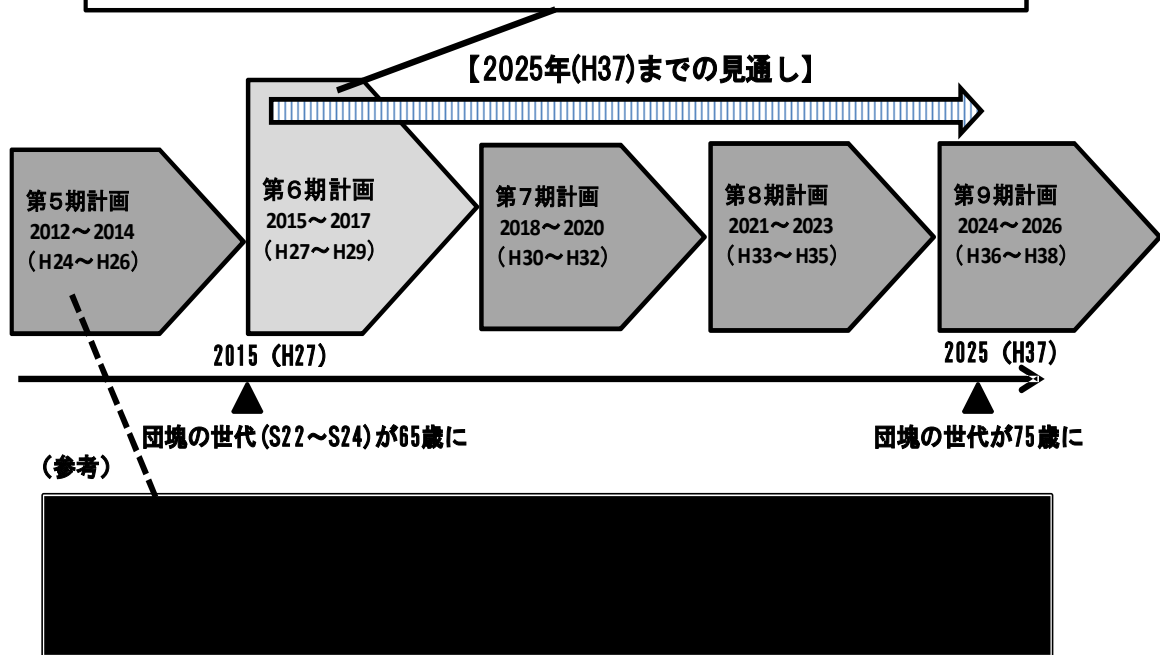
(参考) これまでの計画策定状況

年度 計画	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
第1期	計画期間																	
第2期			★	計画期間														
第3期						★	計画期間											
第4期									★	計画期間								
第5期												★	計画期間					
第6期															★	計画期間		

★：計画見直し

(参考) 第6期計画における2025(H37)を見据えた介護保険事業計画の策定について

- 第6期計画以後の計画は、2025年(H37)に向け、第5期で開始した地域包括ケアシステム実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化していくもの。
- 2025年(H37)までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計し記載することとし、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。



4 介護保険事業計画の記載事項

基本的記載事項

- (1) 日常生活圏域
- (2) 各年度における介護給付費等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- (3) 各年度における地域支援事業の量の見込み

任意記載事項

- (1) 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項



- ① 在宅医療・介護連携の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 被保険者の地域における自立した日常生活の支援
- ④ 日常生活を支援する体制の整備
- ⑤ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

- (2) 各年度における介護サービスごとの見込み量の確保のための方策
- (3) 介護サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- (4) 市町村独自事業に関する事業 など

5 計画策定の体制

計画の策定については、音更町介護保険事業等運営協議会において調査審議することとなりますが、庁内で組織する音更町高齢化対策推進会議及び音更町高齢化対策検討委員会にて、計画策定に関する研究等を行います。

名 称	所掌事項	構 成
音更町介護保険事業等運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定及びその実施状況に関すること。 ・ その他介護保険事業等の運営に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健、医療及び福祉の関係者 ・ 識見を有する者 ・ 法第9条に規定する介護保険の被保険者
音更町高齢化対策推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険事業計画の策定に関する研究及び協議 ・ 高齢者保健福祉計画の策定に関する研究及び協議 ・ 高齢化対策に関する関係部署の連絡調整 ・ その他高齢化社会対策の総合的な企画、調整及び推進に関する研究及び協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副町長、関係各部長
音更町高齢化対策検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険事業計画の策定に関する調査、研究及び立案 ・ 高齢者保健福祉計画の策定に関する調査、研究及び立案 ・ その他高齢者の保健、医療及び福祉に関する諸施策に関する調査、研究及び立案 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健福祉部長、関係各課長等

6 介護保険制度の主な見直しの内容

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年第186回国会 可決成立）

項目	現行制度	改正内容	施行日（実施時期）																		
<p>1 地域支援事業の見直し （要支援者等に対する支援）</p> <p>* 地域支援事業 要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービス</p>	<p>1 介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○二次予防事業 虚弱高齢者などが介護予防プログラムに参加 ○一次予防事業 全高齢者を対象とした介護予防に関する情報提供等 <p>『本町における事業実施内容』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転倒骨折予防教室、 ・通所型介護予防教室 ・健口クラブ など <p>2 包括的支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターの運営 介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援 <p>3 任意事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の実情に応じた事業 介護給付適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業 <p>○財源構成</p> <table border="1" data-bbox="524 1241 1160 1369"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> <th>1号保険料</th> <th>2号保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防事業</td> <td>25%</td> <td>12.50%</td> <td>12.50%</td> <td>21%</td> <td>29%</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業・任意事業</td> <td>39.50%</td> <td>19.75%</td> <td>19.75%</td> <td>21%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>○事業規模：給付見込額の3%以内 （うち介護予防事業・その他の事業とも2%以内）</p>		国	都道府県	市町村	1号保険料	2号保険料	介護予防事業	25%	12.50%	12.50%	21%	29%	包括的支援事業・任意事業	39.50%	19.75%	19.75%	21%	—	<p>1 介護予防・日常生活支援総合事業 （1）介護予防・生活支援サービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問型サービス ○通所型サービス <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>サービスの内容、単価等が全国一律となっている予防給付のうち、訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体により、効果的なサービスを提供できるよう、地域支援事業に移行する。</p> </div> <p>【参考 利用実績（H25 月平均）】</p> <p>訪問介護：全体 448人 うち、要支援 90人（割合 20.1%） 通所介護：全体 431人 うち、要支援 130人（割合 30.2%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活支援サービス 住民主体、NPO、民間企業等多様な主体による見守り、安否確認、外出支援等の多様なサービスの提供 ○介護予防支援事業（ケアマネジメント） <p>（2）一般介護予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○すべての高齢者が利用する体操教室等の普及啓発等 <p>2 包括的支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターの運営（地域ケア会議の推進） ○在宅医療・介護連携の推進（市町村が主体となって連携） ○認知症施策の推進（認知症初期集中支援チームの設置等） ○生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加 <p>3 任意事業 現行どおり</p> <p>○財源構成については、現行どおり</p> <p>○事業費の上限は、当該市町村の予防給付から移行する訪問介護、通所介護と予防事業の合計金額を基本にしつつ、当該市町村の後期高齢者数の伸び等を勘案して決定。その上限を超える場合は個別に判断</p>	<p>施行日：H27年4月1日 すべての市町村で実施→ H29年4月 すべてを事業移行 →H30年3月末</p>
	国	都道府県	市町村	1号保険料	2号保険料																
介護予防事業	25%	12.50%	12.50%	21%	29%																
包括的支援事業・任意事業	39.50%	19.75%	19.75%	21%	—																

項目	現行制度	改正内容	施行日（実施時期）																																		
<p>2 第1号保険料の軽減措置、保険料の標準6段階から標準9段階への見直し</p> <p>○介護給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者保険料の軽減を強化</p> <p>○所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、標準段階設定を現行の6段階から9段階に見直す。</p>	<p>1 第1号保険料の軽減措置</p> <p>① 第1段階・第2段階：5割軽減 ② 特例第3段階： 2. 5割軽減 ③ 第3段階： 2. 5割軽減</p> <p>2 国が定める標準段階（標準6段階）H24～H26</p> <table border="1" data-bbox="539 424 920 1217"> <thead> <tr> <th>保険料段階</th> <th>保険料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>第3段階 特例第3段階</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>第4段階 特例第4段階</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>1.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>*保険料率は、国が標準を定めているが、保険者が地域の実情に応じて設定することができる。</p>	保険料段階	保険料率	第1段階	0.5	第2段階	0.5	第3段階 特例第3段階	0.75	第4段階 特例第4段階	1.00	第5段階	1.25	第6段階	1.50	<p>1 第1号保険料の軽減措置</p> <p>① 新第1段階：7割軽減 ② 新第2段階：5割軽減 ③ 新第3段階：3割軽減</p> <p>*①から③の軽減差額分を新たに公費負担する。</p> <p>2 国が定める標準段階（標準段階9段階）H27～H29</p> <table border="1" data-bbox="1223 424 1655 1402"> <thead> <tr> <th>保険料段階</th> <th>保険料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新第1段階</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>新第2段階</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>新第3段階</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>新第4段階</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>新第5段階</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>新第6段階</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>新第7段階</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>新第8段階</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>新第9段階</td> <td>1.70</td> </tr> </tbody> </table> <p>*具体的な軽減の幅等は今後、政令で規定される。 *第6期計画期間中の保険料については、サービス見込み量や国の標準段階等を勘案しながら設定する。</p>	保険料段階	保険料率	新第1段階	0.3	新第2段階	0.5	新第3段階	0.7	新第4段階	0.90	新第5段階	1.00	新第6段階	1.20	新第7段階	1.30	新第8段階	1.50	新第9段階	1.70	<p>施行日：H27年4月1日</p>
保険料段階	保険料率																																				
第1段階	0.5																																				
第2段階	0.5																																				
第3段階 特例第3段階	0.75																																				
第4段階 特例第4段階	1.00																																				
第5段階	1.25																																				
第6段階	1.50																																				
保険料段階	保険料率																																				
新第1段階	0.3																																				
新第2段階	0.5																																				
新第3段階	0.7																																				
新第4段階	0.90																																				
新第5段階	1.00																																				
新第6段階	1.20																																				
新第7段階	1.30																																				
新第8段階	1.50																																				
新第9段階	1.70																																				

項目	現行制度	改正内容	施行日（実施時期）																																																													
		<p>【参考：第5期計画における本町の介護保険料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料段階</th> <th>所得段階区分</th> <th>保険料率</th> <th>保険料年額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者</td> <td>基準額×0.5</td> <td>28,300円 (2,358円)</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>住民税非課税世帯で合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の者</td> <td>基準額×0.5</td> <td>28,300円 (2,358円)</td> </tr> <tr> <td>減額第3段階</td> <td>住民税非課税世帯で合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の者</td> <td>基準額0.65</td> <td>36,800円 (3,067円)</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>住民税非課税世帯で合計所得金額と公的年金収入額の合計が120万円を超える者</td> <td>基準額×0.75</td> <td>42,500円 (3,542円)</td> </tr> <tr> <td>減額第4段階</td> <td>住民税課税世帯、本人は住民税非課税で合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の者</td> <td>基準額×0.90</td> <td>51,000円 (4,250円)</td> </tr> <tr> <td>第4段階 (基準額)</td> <td>住民税課税世帯、本人は住民税非課税で合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円を超える者 <u>(基準額)</u></td> <td>基準額×1.00</td> <td>56,700円 (4,725円)</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の者</td> <td>基準額×1.15</td> <td>65,200円 (5,433円)</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の者</td> <td>基準額×1.25</td> <td>70,800円 (5,900円)</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td>本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上500万円未満の者</td> <td>基準額×1.50</td> <td>85,000円 (7,083円)</td> </tr> <tr> <td>第8段階</td> <td>本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上の者</td> <td>基準額×1.75</td> <td>99,200円 (8,267円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考：介護保険料基準額の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">計画期間</th> <th colspan="2">保険料基準額</th> </tr> <tr> <th>月額（円）</th> <th>年額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>2,800</td> <td>33,600</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>3,400</td> <td>40,800</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>3,600</td> <td>43,200</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>3,900</td> <td>46,800</td> </tr> </tbody> </table>	保険料段階	所得段階区分	保険料率	保険料年額 (月額)	第1段階	・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	28,300円 (2,358円)	第2段階	住民税非課税世帯で合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の者	基準額×0.5	28,300円 (2,358円)	減額第3段階	住民税非課税世帯で合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の者	基準額0.65	36,800円 (3,067円)	第3段階	住民税非課税世帯で合計所得金額と公的年金収入額の合計が120万円を超える者	基準額×0.75	42,500円 (3,542円)	減額第4段階	住民税課税世帯、本人は住民税非課税で合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の者	基準額×0.90	51,000円 (4,250円)	第4段階 (基準額)	住民税課税世帯、本人は住民税非課税で合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円を超える者 <u>(基準額)</u>	基準額×1.00	56,700円 (4,725円)	第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の者	基準額×1.15	65,200円 (5,433円)	第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の者	基準額×1.25	70,800円 (5,900円)	第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上500万円未満の者	基準額×1.50	85,000円 (7,083円)	第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上の者	基準額×1.75	99,200円 (8,267円)	計画期間	保険料基準額		月額（円）	年額（円）	第1期	2,800	33,600	第2期	3,400	40,800	第3期	3,600	43,200	第4期	3,900	46,800	
保険料段階	所得段階区分	保険料率	保険料年額 (月額)																																																													
第1段階	・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	28,300円 (2,358円)																																																													
第2段階	住民税非課税世帯で合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の者	基準額×0.5	28,300円 (2,358円)																																																													
減額第3段階	住民税非課税世帯で合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の者	基準額0.65	36,800円 (3,067円)																																																													
第3段階	住民税非課税世帯で合計所得金額と公的年金収入額の合計が120万円を超える者	基準額×0.75	42,500円 (3,542円)																																																													
減額第4段階	住民税課税世帯、本人は住民税非課税で合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の者	基準額×0.90	51,000円 (4,250円)																																																													
第4段階 (基準額)	住民税課税世帯、本人は住民税非課税で合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円を超える者 <u>(基準額)</u>	基準額×1.00	56,700円 (4,725円)																																																													
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の者	基準額×1.15	65,200円 (5,433円)																																																													
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の者	基準額×1.25	70,800円 (5,900円)																																																													
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上500万円未満の者	基準額×1.50	85,000円 (7,083円)																																																													
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上の者	基準額×1.75	99,200円 (8,267円)																																																													
計画期間	保険料基準額																																																															
	月額（円）	年額（円）																																																														
第1期	2,800	33,600																																																														
第2期	3,400	40,800																																																														
第3期	3,600	43,200																																																														
第4期	3,900	46,800																																																														

項目	現行制度	改正内容	施行日（実施時期）																							
<p>3 一定以上所得者の利用者負担の見直し</p>	<p>○費用の1割</p>	<p>○保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、一律1割としている利用者負担について、相対的に負担能力のある一定以上の所得の方の自己負担割合を2割とする。ただし、自己負担の月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。</p> <p>自己負担を2割とする水準（単身で年金収入のみの場合）</p> <p>・合計所得金額が160万円以上 （年金収入280万円以上）</p> <p>* 合計所得金額＝年金収入－公的年金等控除（基本120万円）</p>	<p>施行日：H27年8月1日</p>																							
<p>4 施設の食費・居住費の助成（補足給付の見直し）</p> <p>○介護保険三施設（特養、老人保健施設、療養型医療施設）及びショートステイに限り、住民税非課税世帯である入所者について、申請に基づき居住費・食費の負担を軽減</p>	<p>○負担軽減の対象者</p> <table border="1" data-bbox="517 568 1167 788"> <tr> <td data-bbox="517 568 658 659">第1段階</td> <td data-bbox="658 568 1167 659">・生活保護受給者 ・住民税世帯非課税で高齢福祉年金を受けている者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 659 658 724">第2段階</td> <td data-bbox="658 659 1167 724">・住民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 724 658 788">第3段階</td> <td data-bbox="658 724 1167 788">・住民税世帯非課税で第1段階または第2段階以外の者</td> </tr> </table> <p>○軽減額</p> <p>【基準費用額（日額）】例：ユニット型個室</p> <table border="1" data-bbox="517 908 1167 1003"> <tr> <td data-bbox="517 908 678 1003" rowspan="2">基準費用額</td> <td data-bbox="678 908 958 940">居住費（滞在費）</td> <td data-bbox="958 908 1167 940">食費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 940 958 1003">1,970円</td> <td data-bbox="958 940 1167 1003">1,380円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【負担限度額（日額）】</p> <table border="1" data-bbox="517 1094 1167 1318"> <tr> <td data-bbox="517 1094 678 1126">負担段階</td> <td data-bbox="678 1094 958 1126">居住費（滞在費）</td> <td data-bbox="958 1094 1167 1126">食費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1126 678 1192">第1段階</td> <td data-bbox="678 1126 958 1192">820円</td> <td data-bbox="958 1126 1167 1192">300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1192 678 1257">第2段階</td> <td data-bbox="678 1192 958 1257">820円</td> <td data-bbox="958 1192 1167 1257">390円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1257 678 1318">第3段階</td> <td data-bbox="678 1257 958 1318">1,310円</td> <td data-bbox="958 1257 1167 1318">650円</td> </tr> </table>	第1段階	・生活保護受給者 ・住民税世帯非課税で高齢福祉年金を受けている者	第2段階	・住民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	第3段階	・住民税世帯非課税で第1段階または第2段階以外の者	基準費用額	居住費（滞在費）	食費	1,970円	1,380円	負担段階	居住費（滞在費）	食費	第1段階	820円	300円	第2段階	820円	390円	第3段階	1,310円	650円	<p>○福祉的な性格等を有する制度であり、預貯金や不動産を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しを新たに追加する。</p> <p>（追加項目）</p> <p>① 預貯金等 一定額超の預貯金等（単身では1,000万円超、夫婦世帯では2,000万円超程度を想定）がある場合には対象外 → 本人の申告で判定。なお、金融機関への照会、不正受給に対するペナルティ（加算金）を設ける。</p> <p>② 配偶者の所得 施設入所に際して世帯分離が行われることが多いが、配偶者の所得は、世帯分離後も勘案することとし、配偶者が課税されている場合は、対象外</p> <p>③ 非課税年金収入 非課税年金（遺族年金・障害年金）も勘案する。</p> <p>* 不動産については、現在検討中</p>	<p>施行日：H27年8月1日</p>
第1段階	・生活保護受給者 ・住民税世帯非課税で高齢福祉年金を受けている者																									
第2段階	・住民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者																									
第3段階	・住民税世帯非課税で第1段階または第2段階以外の者																									
基準費用額	居住費（滞在費）	食費																								
	1,970円	1,380円																								
負担段階	居住費（滞在費）	食費																								
第1段階	820円	300円																								
第2段階	820円	390円																								
第3段階	1,310円	650円																								

項目	現行制度	改正内容	施行日（実施時期）
<p>5 特別養護老人ホームの利用対象者</p>	<p>○要介護1～5</p>	<p>○原則、特養への新規入所者を要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化（既入所者は除く）</p> <p>○軽度（要介護1・2）の要介護者について、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に入所が可能</p> <p>【要介護1・2であっても入所が必要と考えられる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害・精神障害等も伴って地域での安定した生活を続けることが困難 ・家族等による虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が不可欠 ・認知症高齢者であり、常時の適切な見守り・介護が必要 <p>（参考：特養待機者数） 平成25年10月1日時点 294名 うち、要介護3以上 194名</p>	<p>施行日：H27年4月1日</p>
<p>6 サービス付き高齢者向け住宅の住所地特例</p> <p>○住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の一定の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスが受けられる住まい。</p> <p>*住所地特例 施設所在地の市町村に財政負担が偏ることを是正するため、被保険者が施設に転居する前の保険者が引き続き保険者となる特例制度</p>	<p>○有料老人ホームに該当しても特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸借のサービス付き高齢者向け住宅は対象外</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>有料老人ホーム</p> <p>① 入浴・排せつ・食事等の介護の提供</p> <p>② 食事の提供</p> <p>③ 洗濯・掃除等の家事</p> <p>④ 健康管理</p> <p>上記の①～④のいずれかのサービスを行う施設</p> </div>	<p>○有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用</p> <p>（参考：道内における登録数） 道内：281棟 10,477戸 管内： 12棟 489戸 町内： 2棟 45戸 （うち1棟は入居開始日：H27.3）</p>	<p>施行日：H27年4月1日</p>

報告第1号 高齢者日常生活実態調査、介護サービスに関するアンケート調査
について

○高齢者日常生活実態調査

項目	内容	備考
調査目的	第6期計画策定に向けて、65歳以上の要介護（要支援）認定を受けていない方を対象に、地域に在住する高齢者の生活状況を把握し、地域の特性をつかみ地域ごとにサービス目標や事業目標を設定するために行い、特に予防事業の計画や事業展開の基礎資料として活用する。	
調査内容	市街部の中学校区4単位と農村部（駒場地区、温泉地区を含む）の1単位の5単位に分けて、運動機能、生活機能、認知機能、社会参加など87項目について調査	
調査対象者	1,110名 平成25年10月31日現在で本町に住民票のある65歳以上の要介護（要支援）認定を受けていない方から抽出	
調査実施日	発送日：平成26年 1月 7日（火） 提出期限：平成26年 1月29日（水）	
回収率	回収枚数：994 回収率：89.5%	

○介護サービスに関するアンケート調査

①在宅サービス利用者

項目	内容	備考
調査目的	第6期計画策定に向けて、在宅サービス利用者を対象に、介護サービスの利用状況、今後の意向などを把握し、介護サービス利用量などの推計に活用するため。	
調査内容	家族構成などの基本属性、住まいの状況、介護サービスの認知状況、今後の利用意向など14項目について調査	
調査対象者	500名 要介護（要支援）認定を受けている方で、平成26年3月に介護サービスを利用した方の中から抽出	
調査実施日	発送日：平成26年 5月29日（木） 提出期限：平成26年 6月20日（金）	
回収率	回収枚数：308 回収率：61.6%	

②在宅サービス未利用者

項目	内容	備考
調査目的	第6期計画策定に向けて、在宅サービス未利用者を対象に、介護サービスを利用していない理由、今後の意向などを把握し、介護サービス利用量などの推計に活用するため。	
調査内容	家族構成などの基本属性、住まいの状況、介護サービスを利用していない理由、介護サービスの認知度、今後の利用意向など12項目について調査	
調査対象者	453名 要介護（要支援）認定を受けている方で、平成26年3月に介護サービスを利用していない方	
調査実施日	発送日：平成26年 5月29日（木） 提出期限：平成26年 6月20日（金）	
回収率	回収枚数：257 回収率：56.7%	

③介護サービス事業所

項目	内容	備考
調査目的	第6期計画策定に向けて、介護サービス事業所を対象に、介護保険制度の問題・課題、介護サービスに対する実態やニーズを把握し、計画に反映させるため。	
調査内容	利用者の状況、職員体制、今後のサービス提供、サービス向上のための具体的な取り組みなど16項目について調査	
調査対象事業所	142事業所 平成26年3月に本町の被保険者が利用した十勝管内の介護サービス事業所	
調査実施日	発送日：平成26年 5月29日（木） 提出期限：平成26年 6月20日（金）	
回収率	回収枚数：99 回収率：69.7%	

④介護支援専門員（ケアマネジャー）

項目	内容	備考
調査目的	第6期計画策定に向けて、介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に、介護保険制度の問題・課題、介護サービスに対する実態やニーズを把握し、計画に反映させるため。	
調査内容	ケアプランの作成状況、介護サービスに対する実態やニーズなど11項目について調査	
調査対象者 （調査票送付枚数）	（事業所数：42 送付枚数：81枚） 平成26年3月に本町の被保険者を担当している十勝管内の介護支援専門員（ケアマネジャー）	
調査実施日	発送日：平成26年 5月29日（木） 提出期限：平成26年 6月20日（金）	
回収率	回収枚数：51 調査対象者数が不明のため回収率は未記載	